

別紙

国の電気料金負担軽減支援事業による値引き

1 適用範囲

この値引きは、電気需給契約にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用する。

2 適用期間

適用期間は、2026年2月の料金に係る計量期間等から2026年4月の料金に係る計量期間等までとする。

3 値引き単価

2（適用期間）に定める適用期間の燃料費調整は、基本契約条件添付1の燃料費調整にもとづき算定した単価から、次の値引き単価を差し引いた価格とする。

（1）2026年2月の料金に係る計量期間等から2026年3月の料金に係る計量期間等まで

| | 適用範囲 | 税込単価 | 税抜単価 |
|-----------------|-------------|-------|-------|
| 1 キロワット時 につき | 低圧で供給を受ける場合 | 4円50銭 | 4円10銭 |
| | 高圧で供給を受ける場合 | 2円30銭 | — |

（2）2026年4月の料金に係る計量期間等

| | 適用範囲 | 税込単価 | 税抜単価 |
|-----------------|-------------|-------|-------|
| 1 キロワット時 につき | 低圧で供給を受ける場合 | 1円50銭 | 1円37銭 |
| | 高圧で供給を受ける場合 | 0円80銭 | — |

以上